

5 意見に対する静岡市の考え方

①試験焼却における測定項目、測定結果について (48件)

意見要旨	件数	意見内容の概要	静岡市の考え方
<p>(1) 放射性セシウム以外の有害物質について</p>	<p>14件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物にはヒ素やクロムなどの有害物質が含まれているそうだが、それらに対する測定はしたか。 ・震災廃棄物にはアスベストの混入の可能性があると思う。アスベストについては、参考値との事だが、今後も継続的に測定して欲しい。 ・震災によって生じた瓦礫に含まれるとされる、アスベスト、ヒ素、六価クロム、PCBなどの、特別管理産業廃棄物、化学物質、重金属についての検査項目がないため、それらによる汚染が把握できない。 ・瓦礫を受け入れている他都市の清掃工場ではアスベストや水銀が検出されて焼却が止まっている。被災地でも、ヒ素、六価クロムが検出されて、焼却が止まった。 ・木材チップを受け入れるということは、C C A処理木材が含まれている。一般廃棄物として処理できない物質を焼却することはやめてもらいたい。これらの対策について明確に市民が納得するよう述べて欲しい。 ・対象の柱材、角材はチップ化してももとは建築木材が主で、市の清掃工場では産業廃棄物として受入れないものと考えられる。この場合Csだけでなく化学薬品による危険が予測される。 ・福島原発の事故では、セシウム以外の放射性物質が放出されているが、セシウム以外の核種が測定されていない。空間線量の測定、放射性セシウム以外の放射性物質濃度の測定では反映されない、さまざまな核種の汚染が見逃される恐れがある。受け入れるのであれば、微量でも吸い込むと人体に危険を及ぼすプルトニウムなどのα線やγ線の計測が必要。 	<p>被災地仮置場において災害廃棄物の分別をし、本市が受入対象としている木くず（柱材・角材）に破碎していく中で、土砂やその他対象外のものは除かれます。</p> <p>アスベストにつきましては、この過程で除かれますが、試験焼却では排ガス中のアスベストについても検査を実施しており、その結果は不検出でした。</p> <p>ヒ素や六価クロム等の有害物質については、通常時のごみ処理の際にも微量ではありますが含まれる恐れのあるものであり、焼却（溶融）処理の過程で溶融飛灰に残るため、定期的に溶融飛灰の溶出検査をしています。試験焼却においても、これらの有害物質を検査したところ、基準値を下回ることを確認しております。</p> <p>このことから、災害廃棄物の受入・処理によって周辺環境を汚染することはないと認識しています。</p> <p>測定結果については、「別紙3」の「8 西ヶ谷清掃工場1号炉（沼上清掃工場2号炉）の排ガス基準項目」及び「10 溶融飛灰の溶出検査」をご参照ください。</p> <p>また、災害廃棄物は一般廃棄物であり市町村に処理責任があるものと整理されており、今回受入対象としている木くず（柱材・角材）は市の清掃工場で受け入れられないものではありません。</p> <p>文部科学省によるプルトニウム、ストロンチウムの各種分析によって、福島第一原子力発電所から80km圏内におけるプルトニウム238、239、240及びストロンチウム89、90の拡散状況が確認されています。</p> <p>その結果、「セシウム134、137の50年間積算実効線量（50年間被ばくし続けた場合の積算線量）にくらべて、プルトニウムやストロンチウムの50年間積算実効線量は非常に小</p>

			<p>さいことから、今後の被ばく線量評価や除染対策においては、セシウム 134、137 の沈着量に着目することが適切である」とされています。</p> <p>これを受けて、災害廃棄物の安全性を評価するにあたっては、セシウム以外の放射性物質の影響は放射性セシウムに比べて非常に小さいことから、放射性セシウムを基準にして行うこととしています。</p>
<p>(2) 放射能に関する測定方法について</p>	<p>6 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦礫の汚染度は、空間線量計では測定できない。放射能濃度の測定では、全体に含まれる放射性物質の総量は把握できず、高度汚染が推測される瓦礫がサンプル調査から除外された場合、実際の汚染度よりかなり低く試算される可能性がある。検査された瓦礫が基準値以下であったとしても、焼却される瓦礫総量が増えれば、放射性物質質量もそれに応じて多くなる。全量測定すべき。 ・環境省の HP にのっている大槌町の廃棄物は、木質で 131Bq/kg、5 mm 未満細塵で 520Bq/kg のセシウムが検出されているのに、これを安全だと言われても、全く信用も、安心もすることができない。環境省が出しているデータと、静岡市のやっていることは、くい違いがある。 ・岩手県と静岡県の空間線量が同程度であるから安全であると言っているが、土壌の汚染度は全く異なる。 ・放射能測定結果においては清掃工場内や工場棟・計量棟以外の場所では測定は行わないのか。 ・試験焼却する災害廃棄物の放射線量は静岡県測定値（5 月 2 日）のデータしかないが、山田町（2 万 t）や大槌町（3 万 t）の標本母体を補償する資料として科学的な根拠（統計）となりうるのか。 ・一般ごみとの混入比で、いくらでも操作できる値で無意味。災害廃棄物を単独で焼却した場合の数値データで判断すべき。 	<p>放射能に関する安全性の確認については、搬出の際には、災害廃棄物の放射能濃度の測定、災害廃棄物の遮蔽線量率の測定、コンテナ積み込み後の周辺空間線量率の測定を実施し、本市への搬入から処理においては、到着前後の清掃工場における空間線量率、試験焼却による生成物の放射能濃度の測定等を実施しています。</p> <p>災害廃棄物自体が持つ放射能の量と、それが周囲に与える影響の両方を測定しているとうご理解ください。</p> <p>なお、空間線量率の測定にあたっては、施設周辺の小学校、運動場、公園においても実施しています。</p> <p>本市が受入対象としている災害廃棄物は、分別・破碎処理後の木くず（柱材・角材）としており、試験焼却の際には、岩手県において搬出前に放射能濃度を測定しています。</p> <p>あらかじめ重機等で攪拌した対象の中から、なるべく均一に分散するように 10 カ所以上の場所からサンプル調査しており、その結果は、山田町については 16.8Bq/kg、11.7Bq/kg、大槌町については 11.8Bq/kg です。</p> <p>ご意見にある環境省 HP にのっている大槌町の木質 131Bq/kg、5mm 未満細塵 520Bq/kg という数値は平成 23 年 7 月時点の選別・破碎処理前の一時仮置場のものを測定した数値であり、これに対して、試験焼却の際に測定した木くず（柱材・角材）は二次仮置場において選別・破碎処理されたものであるため、単純比較できないものと考えます。</p> <p>また、木くず（柱材・角材）の放射能濃度の測定について、サンプル調査では信用できない旨のご意見がありますが、試験焼却においては、本市に搬入した木くず（柱材・角材）</p>

			<p>の放射能濃度を、コンテナごとに、再度、サンプル調査しております。</p> <p>その結果は、山田町分についてはND～12Bq/kg、大槌町分については5Bq/kg～26Bq/kgであり、岩手県における調査と本市における調査を踏まえまして、一定程度の精度を確保できていると考えます。</p> <p>測定結果については、「別紙3」の「5 コンテナごとの放射性物質濃度」をご参照ください。</p> <p>災害廃棄物を単独で処理した場合の数値を測定すべきとのご意見がありますが、清掃工場においてごみを処理する際は、安定した焼却（溶融）処理のために、ごみ質を均一化することが不可欠です。</p> <p>日常生活で発生するごみは、燃え易いもの、熱量が高いもの、水分を多分に含んで燃えにくいものなど多様な性質のものが含まれており、清掃工場は、このような廃棄物を効率的に処理するために整備された施設であるため、木質系を単独で焼却（溶融）処理する設計にはなっておりません。</p> <p>処理後の生成物の放射能濃度を操作するためではなく、安定したごみ処理に不可欠な方法だにご理解ください。</p>
<p>(3) 処理・処分の手 法について</p>	<p>2件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を含んだごみを焼却、どちらの場所に、保管、処理するのか、受入の際の静岡市におけるコンテナ等の仮置場はどこになるのか。 ・放射能汚染されているので、資源利用はありえない。 	<p>試験焼却は、本市清掃工場の西ヶ谷清掃工場、沼上清掃工場の両施設で実施しました。試験焼却後の生成物については、現在、清掃工場の倉庫で保管中です。</p> <p>災害廃棄物の搬入についてですが、コンテナによって運びこまれ、搬入と同時に、清掃工場内のごみピット（廃棄物を焼却処理前に溜めておく場所）へ投入します。よって、コンテナの状態です施設内、敷地内に仮置きすることはありません。</p> <p>本市においては、ごみ処理後の生成物の内、溶融スラグ及び溶融メタルについては、路盤材への利用や、有価物として売却するなどして有効活用しています。</p> <p>放射能汚染されているので資源利用はすべきでない旨のご意見がありますが、溶融スラグ及び溶融メタルの放射能濃度の測定結果からは、汚染の事実は認められないため、有効利</p>

			用していきたいと考えています。
<p>(4) 測定結果に対する考え、疑問点</p>	26件	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能に関して、通常のごみ処理時と何ら変わらないことが明確であり、木くずの受け入れを推進してほしい。 ・数値から見ても、十分安全性は確保されていると思う。 ・数値は低いので国の基準からすると、問題ないということであろうが、「この数値なら安全ということではない」というのが専門家間の常識。世界的に見て日本以外の国で放射性物質の燃焼は行っておらず、その飛灰がどんな健康被害を人間に与えるかの医学的証明が全く行われていない。 ・少ない量の試験焼却でも、0ではない数値。東北地方の事を考えると、協力してあげたいと思うが、近くの焼却場で燃やし、数値として出ると、又、これから数値が加わると思うと反対せざるをえない。 ・測定方式は記されているものの、製造メーカーや測定器の保証精度、検定の有無が記されておらず、数値の信頼性はない。 ・スラグ、メタル、飛灰で補足されない放射性物質はどこへ行くのか（大気放出？）不安。 ・バグフィルターでは、放射性物質はとれない。セラミックフィルターなどを採用するだけでなく、「高性能フィルター」として、さらに微細な粒子も捕捉できる、ガラス繊維のろ紙を重ねたヘパフィルターを設置する必要がある。99.9%取れると言っているが、バグフィルター製造メーカーでも、放射性物質が取れると言っているメーカーはない。 ・仮に99.9%取れたとしても残りの0.01%は大気中に拡散する。受け入れ総量で考えると、とんでもない量の排出がなされることになる。バグフィルター以上の性能を持ったフィルターの設置、モニタリングポストの十分な配置もされていない試験焼却結果は信用ならない。 	<p>今回の試験焼却結果から、本市の通常時のごみ処理時と試験焼却時とで、清掃工場及び周辺施設の空間線量率や処理後生成物の放射能濃度の測定結果等に有意な差はなく、災害廃棄物を受け入れて処理しても、本市の通常のごみ処理時と何ら変わらないことが示されました。</p> <p>災害廃棄物の処理に伴い、排ガスから放射性物質が拡散されるのではないかとご意見がありますが、試験焼却による排ガス中の放射能濃度の測定結果は、通常時、試験焼却時共にND（検出下限値以下）となっており、周辺環境への影響はないものと認識しています。</p> <p>本市の試験焼却では、放射性物質の収支を把握してバグフィルターの性能検査をすることを目的として実施したのではなく、また、収支の把握のためには処理前の廃棄物の状態で一定程度の高濃度のもを利用したり、バグフィルター前後の排ガス中の濃度を検出下限値を大幅に下げて測定するなどしなければ検証することができないため、本市の試験焼却結果においてバグフィルターによる放射性物質の除去能力が99.9%であることを担保するものではありません。</p> <p>ただし、清掃工場におけるバグフィルターによる放射性セシウムの除去率については、環境省により調査されており、福島県内の焼却炉で実際に測って分析したうえで、99.92%～99.99%との結果が出ています。（第11回災害廃棄物安全評価検討会資料9）</p> <p>環境省による調査と本市の試験焼却結果をあわせましても、災害廃棄物の処理過程において、放射性物質のほとんどが主灰、飛灰へ移行し、大気中への放出はほとんどなく（検出下限値以下）、周辺環境への影響はないものと考えられるため、バグフィルターに加えて新たに排ガス設備を設ける考えはありません。</p> <p>また、新たなモニタリングポストの設置を希望する旨のご意見もありますが、排ガス中の放射性物質が検出下限値以下であること、清掃工場周辺の空間線量率が、自然界から受ける放射線量率の変動の範囲内であること等に加え、今後も毎月、清掃工場周辺の空間線量</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・(空間線量率について) 今は少ない数値 0.04~0.08 でも燃やす量が増えれば多くなり、蓄積される。 ・セシウムの融点は低いので、焼却したそばから気化して放出される。煙突からでないのはあたり前。焼却部付近を測定しないと無意味。 ・通常ごみの分別測定、大気中への放出・地下水への流入・河川への流出防止に万全を期すこと・モニタリングポストの設置と土壌調査・バグフィルターの入口と出口での測定を実施すること。 ・現状の一般廃棄物処理に対する評価として、県内他市と比べると未だ高水準を維持していると言わざるを得ないが、空間線量測定結果は 0.1μSv 以下であることから、心配は残りながら静岡市内で生活をしていくことが放射線の影響を強く受けているとまでは判断できないと思う。試験焼却結果についても、静岡市の現状値と比べて、大きく変わった値ではなく、安全だろうと推定はできるが、「安全が確実」、「市民が安全と納得」とまでは十分ではないと思う。 ・少しでも危険である可能性があるのなら、100%の安全、100年先までの安全が証明されないのであれば賛成することはできない。 	<p>率の測定を実施していくことにより安全確認ができるため、モニタリングポストを設置する考えはありません。</p> <p>災害廃棄物の処理の過程における放射性セシウムの挙動については、以下のとおり整理されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物中の放射性セシウムは、850℃以上の高温の炎の中で揮発したり、小さな水滴となって排ガスと一緒に流れていくものと、燃え残りの灰に残るものに分かれる。 ・排ガスは冷やされて、気体状あるいは液状のセシウムは、主に塩化セシウムとして固体状になり、ばいじんに凝集したり吸着する。 ・セシウムが吸着したばいじんは、バグフィルターではほぼ完全に除去、捕集される。 <p>バグフィルターの入口温度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)において、概ね200℃以下にするよう定められており、沼上清掃工場は200℃、西ヶ谷清掃工場は165℃で稼働しています。</p> <p>排ガスに含まれるセシウムも646℃以下で固体状態になるため、現状の設計温度である200℃以下の温度では、ばいじんに吸着し、バグフィルターで捕集できると考えられます。なお、ばいじんの大きさは平均数十マイクロメートルであり、バグフィルターは0.1マイクロメートルレベルの粒子を濾し取る能力があるとされています。</p> <p>このため、セシウムが焼却したそばから気化して放出されることはありません。</p>
--	---	--

②本格受入れおける放射能に関する受入基準について (15件)

意見要旨	件数	意見内容の概要	静岡市の考え方
(1) 放射能濃度の基準について	5件	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物も、不燃物も、放射能濃度が8000Bq/kgという数字があるが、震災前まではクリアランスレベルで100Bq/kg以下しか認められていなかったものが、なぜ8000Bq/kgという数字が設定されたのか、きちんと説明する必要がある。8000ベクレル/kg以下(国の基準)の安全性の根拠も乏しく、 	<p>8,000Bq/kgという基準は、焼却(熔融)処理後の焼却灰等の放射能濃度に関する基準であり、この基準以下ならば、埋立処理が可能とするものです。</p> <p>これは、最も被ばくすると想定される、埋立処分等に従事する作業員が年間1,000時間作業した場合であっても、その被ばく量は公衆被ばくの線量限度である1mSv/年を下回る</p>

	<p>静岡の最終処分場も心配になる。処理施設の作業員に受入による健康被害はないか。埋立処理した場合、最終処分場で安全に管理する事が可能なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全く基準として機能していない。災害廃棄物を一般ごみとまぜて放射性物質濃度を薄めて処理すれば高濃度のもも処理できてしまう。放射性廃棄物を継続的に処理してバックグラウンドの線量を上げていけば、より高い線量の廃棄物の受け入れが可能になってしまう。遮蔽すれば高濃度のもも処理できてしまう。放射性物質の濃度ではなく、総量を基準にしなければ全く無意味。 ・セシウムの総量で考えるべき。 ・静岡市の現状が 100～200Bq/kg である時に、8000Bq/kg を越えない限り、受入を続けるという基準は、市長が言う「安全が確実」「市民が安全と納得」という基準とは、まったくかけ離れたものと言わざるを得ない。災害廃棄物は静岡市と同程度の汚染度であることが、受入を認める最低限の基準であると思うので、受入中止の基準は、焼却後の焼却灰（溶融飛灰を含む）のセシウムが 200～300Bq/kg とするのが適当と思う。 	<p>0.78mSv/年となることを確認しており、作業員にとっても安全に処理することができる基準として設定されています。</p> <p>一方で、100Bq/kg という基準はいくつかの意味を持つ数値ですが、いわゆるクリアランスレベルとして、100Bq/kg 以下のものならば一般的な廃棄物と同じように、若しくは、資材と同じようにリサイクルしても問題ないという考え方として用いられており、一般の市場に流通しても影響のない基準として設定されています。</p> <p>本市における試験焼却の結果を見ると、廃棄物の状態では 11.7～16.8Bq/kg、埋立対象となる溶融飛灰の状態では 147～258Bq/kg であり、上記の基準を大きく下回っているため、十分安全性を確保できるものと考えられます。</p> <p>現在の基準では受入を開始することで、高濃度のもものが受入可能になってしまう恐れがある旨のご意見がありますが、バックグラウンドは災害廃棄物が仮置きされている場所から数十 m 以上離れた場所で 4～5 カ所程度のポイントで空間線量率を測定していますので、災害廃棄物を継続的に処理しても、比較により高濃度の対象を除外することは可能です。また、遮蔽線量率につきましては、鉛の箱の中に対象物と測定器を入れて、外部からの放射線を防いだうえで、対象物そのものの放射線量率を測定する手法であるため、周囲の環境による変動は受けません。</p> <p>埋立処理を可能とする 8,000Bq/kg という基準をより厳しくすべきとする旨のご意見がありますが、国において安全に処理することが十分可能なものとして整理されているため、独自の基準を設ける予定はありません。</p> <p>なお、入口側の受入対象とする廃棄物の放射能濃度について、国の基準よりも厳しい 100Bq/kg としているため、十分に安全性が確保できると考えています。</p>
<p>(2) 安全性の確認</p>	<p>4 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定を複数の業者で出来ないか。 ・広域処理における安全性の確認方法について、月一ではなく毎日しなく 	<p>複数業者での測定を希望するご意見がありますが、本市の試験焼却における測定結果は計量証明事業登録により精度が保証されている測定機関が発行した結果であり、信頼性は高</p>

方法について		<p>てはいけない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数値測定に表面汚染度・土壌汚染度を追加すべき。 	<p>いものと考えているため、複数業者による実施は予定していません。</p> <p>測定頻度につきましては、具体的な受入量や搬入頻度にもよりますが、搬入の都度、空間線量率を測定し、災害廃棄物のサンプル調査の実施、生成物の放射能濃度の測定等を実施しつつ、安全確認の方法にある測定頻度の基準を満たす内容で行っていきます。</p> <p>試験焼却での測定を含め、これまでに全 57 回計測した清掃工場等周辺の空間放射線量率の測定値は、いずれも自然界から受ける放射線量率の範囲内であり、今後も継続的に空間放射線量率の測定を実施していくことで安全性について確認できるものと考えているため、周辺施設の土壌調査の実施は必要ないものと認識しています。</p>
(3) 基準に対する 安全性の考え 方について	6 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準については、プロの良心的見識によるものであり、意見を集約するものではないと思う。 ・ 冷静に判断して国の定める放射能基準を満たせば、何ら一般のごみと差異はなく、広域処理に対しては積極的にすすめるべきと考える。 ・ 安全基準数値を上回る事態がないことの確認が出来れば受け入れるべきと思うが、到着時に安全基準を多少でも上回った物が、混入されていた場合の措置をどうするか気がかり。コンクリートガラ等の混入物が有った場合は、問題がなければ送り返さず柔軟な対応（静岡側で処理）がなされても良いのではないか。 ・ 規制数値を越えた場合、即刻中止するような対応が必要。 	<p>災害廃棄物の受入に関する覚書及び契約上、その対象とされていないものについては、本市において処理すべきものではないと考えます。</p> <p>異物の混入、基準値を上回るものが混入していた場合は、速やかに受入を中止し、是正措置を取ります。</p>

③その他 (107 件)

意見要旨	件数	意見内容の概要	静岡市の考え方
(1) 広域処理に関する是非について	28 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田町、大槌町の柱材、角材は岩手県が広域処理を要請している量は、2 万 t、3 万 t であり、この量の面積は復興のさまたげになる程のものか疑問。 ・ がれき 20%のために広域処理で巨額の税金を使うのが果たして被災地の 	<p>宮城県、岩手県における災害廃棄物の発生量の見直しが行われ、山田町、大槌町においても広域処理対象となる木くずの量が 12 万 2 千トンが 5 万トンに減少したことは事実ですが、これにより広域処理が不要になったとの認識にはありません。</p> <p>広域処理希望量が明確になったことにより、要請に基づいて本市として協力できる範囲で</p>

	<p>ためなのか疑問。被災地のために何かしたい気持ちは皆同じだが、よりよい援助をしたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・広域処理が本当に必要だろうかと言う資料を見た。広域処理は、運搬費用等も他県の産廃業者が儲かるだけで、もっと被災地にお金が使われるようにしてほしい。わざわざ遠隔地で処理することは、運搬費などのコストもかさむ上に、災害地の復興に寄与しない。・岩手の人が広域処理を望んでいないのなら、もっと別の事で支援したい。・被災地での処理、ガレキ等を土台に土を埋め、防波堤、その上に木を植える、低くなった土地を中にうめこみ、その上に良い土をのせる地盤のかさあげ、焼却施設をつくる、被災地の人に仕事をしてもらって収入を得てもらい活力にさせていただく等、広域処理だけでなく、もっと地元のためになる事を考えて欲しい。・災害廃棄物の処理は、各現場市町村で行う事が最良だと思う。焼却炉や処理施設が不足しているようならそちらを支援したい。災害跡地に積んで地面を高くしていく方法はないか。・発表されている通り数値の低い木クズなのでしたら現地で燃やさず埋めたほうが影響が少ないかもしれない。原発周辺以外の東北の被災地についても、焼却しないで、森の防潮堤の資源として、海岸線に集めて活用すべき。・被災地の復興計画では盛土計画も有り、その盛土材料に焼却後の灰、溶融生成物を有効活用することも検討されている。数値的に低ければ、災害廃棄物を単独で焼却する支援をし、処理灰等は現地周辺に戻すことで資源の有効活用すべき。・汚染物質の処理は原則として各地に拡散させないで、汚染の発生した場	<p>支援していくことで、被災地の早期の復旧・復興に繋がることになると認識しています。</p> <p>焼却炉の建設に関する支援などで被災地での処理を推進すべきといったご意見がありますが、仮設焼却炉の設置はすでに環境省から支援されているところであり、被災地の実情に応じて対応しています。</p> <p>被災地における仮設焼却炉その他の処理施設の設置の是非については、被災自治体の実情に応じて対応しているものと認識しており、本市としてはコメントすべき事項ではないものと考えます。</p> <p>本市が受入の対象としている木くずについて、防潮堤や地盤沈下した土地の埋め戻しに活用すべきという主旨のご意見がありますが、防潮堤に利用できる木くずは丸太など自然木に限定されており、柱材・角材等の有機物は、そのままの状態では埋め立てを行うと、ガスを発生させたり、水質汚濁の原因となったり、有機物の分解による地盤の陥没を発生させる恐れがあるため、適切に管理できる最終処分場において処理する必要があります。</p> <p>また、ヒ素や六価クロム等の重金属類が付着している恐れのあるものについては、薬剤処理を行い飛灰を無害化処理する等して安全に埋め立てることができるようにするために、清掃工場での焼却処理が必要と考え、このままの状態では防潮堤に利用することは困難であると考えます。</p> <p>被災地において地盤沈下や放射能による汚染で使用できない土地や、小さい町村を合併させて処理場を確保すべきというご意見がありますが、被災地における復興計画、土地の利用方法については、本市がコメントすべき事項ではないと考えます。</p> <p>「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放</p>
--	--	--

	<p>所でまとめて処理すべき。現地には地盤沈下や汚染で使えない土地が出来たはずなので、そこへまとめるべきだと思う。東北地方は小さい町村が多いようなので、それらを合併させ、町づくりをすれば、処理場は確保できると思う。人類の未来を考えると原発は減らすべきだと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡にまで、拡散させるよりも、被災地に、焼却する場所を作る。うめ立てる（地ばんの低くなった所）防波堤の一部にする等、被災地内で処理できるように、資金面で支援する方が良い。 ・放射性物質は本来回収されるべきもの。大災害に伴い被災ガレキや土壌から回収することは困難と思うが、この本来めざすべきことを、一切念頭から除外してばらまくこと、日本中に拡散されることは本当の解決方法を導きだす可能性を放棄してしまうようなもの。 ・放射性物質等は発生源に閉鎖して拡散させないことが一番重要であり、少しでも懸念や不安を国民が持たずに生活できるようにすることが行政を担う市長、知事、政府の責任。 ・ダイオキシンが出ないのなら、静岡にもってこなくても現地で野焼きすれば十分。放射能を焼くことを想定していない静岡の焼却炉で焼いて汚染を広げる位なら岩手県の現地に、対応した炉を新設した方が、汚染は広がらない。 	<p>射性物質汚染対処特措法」という。)において、特別な管理が必要な程度に汚染された廃棄物について指定等をし、それ以外は廃棄物処理法に基づいて処理することとする関係法令の適用関係の整理を行っています。</p> <p>今回広域処理の対象としている災害廃棄物は、上記で整理されたとおり通常の処理を可能とするものであるため、その移動については問題のないものと認識しています。</p>
<p>(2) 広域処理に関連する対応について</p>	<p>16件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「風評被害」とは、政府や自治体の姿勢が国民に信頼されていないから起きるもの。 ・風評被害に対する責任は、どのように取るのか。 ・広域処理に関連する法律は、海外の国々では、許されないことだと報じられている。いつまで続くか分からない政府の言いなりになって、「責任は国が持つ」など、口約束を信じ大切な土地や空気を汚して、多くの子も達が病気になったら、市長が責任を取るのか。 	<p>広域処理に関する検討段階において、静岡県市町会・町村会として、環境大臣及び静岡県知事に対して各種申し入れを行ってきました。</p> <p>その中で、受入により風評被害が発生した場合は賠償の対象とすることを求める旨の申し入れを行っており、風評被害が発生した場合は、国として責任をもって、これを回復するための可能な対策を講じる旨の回答がありました。</p> <p>風評被害については、試験焼却結果を提示し、その安全性について説明をしていくとともに、国においても安全性について説明に万全を尽くすとしており、未然に防ぐことを前提</p>

・何か問題が起きたら、だれが責任を取るのか。人口の多い所、学校等将来の人間の集う場所が近くにある焼却場で、どうして「0」でないものを燃やすのか。又その灰はどこで最終処分するのか。

・災害発生直後に、国は「震災により発生したがれきや廃棄物は全て国が責任もって対応する」と公言していた。国が予算をしっかりと執行して全国の自治体を混乱させないで責任を全うすべき。県、市は住民に心配、不安をかけるべきでない。今後十年、数十年以上にわたり、現知事、現市長、現在の行政施行者は、全員が次の世代の人達に対して皆責任をとれないし、責任を持つこともできない。

・島田市の試験焼却データから 40%の放射性物質が行方不明との情報が得られた。がれきを受け入れてはいけない。

・山梨県富士吉田市4月26日採水地下水のデータを見ると6ヵ月後の影響は出ている。今後、焼却飛灰の影響が出るのは明確なことと思う。検出結果は、国水道基準を上回り、世界名水とは言えないものになっている。いま以上の汚染は中止し、1日も早い回復を祈っている。

・都内23ヶ所焼却場の過去データにも飛灰放射能濃度が高いこと等公表されている。島田市校庭の検査結果にも驚いている。柿田川、駿河湾の汚染をこれ以上にしたくないため、焼却受入れに反対する。

・特別措置法で「第四条、地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。」と定めている。「ものとする」は義務付けであると解釈でき、国と電力会社の大失敗について、その大失敗に関係のない自治体に協力することを義務づけているようにう

としておりますが、万が一風評被害による損害が生じた場合は、上記の申し入れ及び回答に基づき、国に対して対策を講じるよう求めています。

他都市における試験焼却結果を基にした分析や、汚染状況をもって受入に伴う汚染の恐れを不安視するご意見がありますが、島田市の実施した試験焼却の手法は、放射性物質の総量や収支を計測するためのものではなく、40%の放射性物質が行方不明といった検証結果は一定の前提条件と計算式により算出したものと思われ、この情報をもって直ちに除去率について断定できる類のものではないとの認識でいます。国においても、この件に関する見解が下記リンクのとおり示されているところです。

<<http://kouikishori.env.go.jp/faq/>> (環境省 HP: 広域処理情報サイト)

<http://kouikishori.env.go.jp/faq/pdf/faq_02b.pdf> (PDF 資料)

また、他都市の汚染状況については、本市がコメントする事項ではないと考えますが、本市の試験焼却結果から見ても、排ガスの放射能濃度がND(検出下限値以下)であることや清掃工場放流水の放射能濃度がND(検出下限値以下)であることを考慮すれば、災害廃棄物の処理が原因で汚染が拡大するとは考えられず、受入について問題ないものと認識しています。

法律に関するご意見についてですが、放射性物質汚染対処特措法第四条の規定は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関して、地方公共団体の責務を規定したものであり、義務づけをしているものではないと認識しています。

災害廃棄物の広域処理については、放射性物質汚染対処特措法において、特別な管理が必要な程度に汚染された廃棄物について指定等をし、それ以外は廃棄物処理法に基づいて処理することとする関係法令の適用関係の整理を行っています。

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」において、国が被災地以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請や、処理に関する必要な措置を講じる

	<p>けとれる。このように地方を縛る法律は、憲法と地方自治法に違反するのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を含む被災がれきの広域処理は原子力基本法など、原子力の基本の法規に違反してしまう可能性がある。埋め立て基準 8000Bq/kg は換算して作業する人が年間 1 ミリシーベルトになる数値との主張であり、この被災がれきだけから放射線量が年間 1 mSv を超えないようにと特別措置法では記述しているようだが、そういうことではなくすべての放射性物質からの被ばくが 1 ミリシーベルト以下にならないといけないはず。日本の放射線量規制についての法体系が、食料、飲料水及び大気などからすべての被曝量合算値が年間 1 mSv 未満でなければならないと定めていることから、この法律は違反抵触する。 ・今回の「広域処理」はどのような法律体系によるものか。 	<p>こととしており、そのための予算措置などが実施され、広域処理の必要性の説明や理解の促進等、広域処理の推進を図っています。</p> <p>その上で、被災自治体と受入自治体とで協議し、廃棄物処理法に基づいて処理しています。</p>
<p>(3) 市民意見の聴取方法について</p>	<p>11 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような手法で「意見を聞いた」事にされては困る。試験焼却以前に、周辺住民を主に広く、気軽に意見を集めるべきだと考える。 ・そもそもこのようなパブリックコメントは試験焼却前に行うべきであり手順が間違えている。 ・放射能に関しては実際のところよく分からないことが多いというのが現状だと思う。市民の声をしっかりと聞く市長の姿勢を取りもどしてほしい。 ・パブリックコメントを募集する前に受け入れを表明したのは市民に対する裏切りに思えて残念。 ・7/21（土）静岡市民文化会館で行われたがれき説明会の動画がインターネットで流れている。受け入れに都合のよい説明ばかりで、会場の参加者が納得できなかったことが分かる。27日は司会者を変えて欲しい。 ・7月21日の説明会に行った。講師・司会者ともにどういう経緯でこの人 	<p>災害廃棄物の受入にあたっては、市民の皆様と共に被災地の現地視察を実施し、試験焼却時においては放射能の測定に立ち会っていただき、その生成物を各清掃工場や区役所等で展示し、結果を公開するなどして安全性について理解の促進を図ってきたところです。</p> <p>賛成、反対の双方のご意見がある中で、試験焼却によって安全性についての確認ができたことを受け、静岡市としてどうすべきかを決断したものです。</p> <p>加えて、これまでの試験焼却の方法や結果等を踏まえ、どのように受入れていくかについて、広く市民の皆様のご意見を伺うために、アンケート調査、パブリックコメント、説明会の実施をしてきました。</p> <p>今後も被災地の実情、災害廃棄物の受入れの方法、放射能に関する測定値等を注視しつつ実施していきますので、ご理解ください。</p> <p>放射能に関する市民説明会の開催にあたりまして、専門家による講演の選定にあたりましては、静岡県等に適任者がいないか相談しつつ、すでに県内で実績があり、加えて全国</p>

		<p>選になったのか教えて欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会を丁寧にやったとしているが、住民を対象とした説明会は開いた事がない。説明を丁寧に積上げてきたとするには大きな疑問がある。一方的に決めないでほしい。 ・「広報の不足・信頼性の欠如」と「市民の関心力不足」を感じた。 ・市側と市民との意見交換の場をもたなくてもよいのか。 	<p>でご講演されている専門家として2名を選定し、司会者につきましては、会の進行にあたり業者に依頼のうえ実施しました。</p>
(4) その他の安全 対策について	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値のみで判断するのではなく、試験焼却時に市民の健康の影響が出ていないかどうかもちんと調べて欲しい。 ・学校給食の食材の放射能レベルの測定を実施すること。 ・長期に渡って焼却場と埋め立て地の汚染状況の調査をお願いしたい。 	<p>学校給食の食材における放射能測定ですが、国から検査指示が出されている関係自治体の検査・管理に加え、本市における流通食品の検査・管理体制が強化されましたので、今まで以上に、安全・安心な食品が市場に流通しているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、学校給食における食材の安全確保は大変重要であると考えていますので、本市が今年度購入する測定機器の活用について、検査の実施回数・方法等具体的に協議を進めているところです。</p> <p>長期に渡る汚染状況の調査を希望する旨のご意見がありますが、現状では実施期間は未定ではありますが、出来る限り継続して調査を実施していきたいと考えています。</p>
(5) 処理施設・設備 について	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の事故による放射性物質の汚染が、試験焼却以前からあるのであれば、静岡市にある清掃工場および、下水処理場の焼却炉を原子力施設にある放射性物質に対応した焼却設備同様に改善、整備して欲しい。 <p>原子力施設にある焼却施設のセラミックフィルターの手前では200℃まで排ガス温度は下がるが、これは排ガス冷却器が設置されているから。一般の清掃工場に排ガスの冷却器はあるのか。一般の焼却施設でバグフィルター直前で200℃まで下がるという説明には疑問を感じます。焼却灰から高い数値の放射性物質が検出されているのならば、静岡市内の清掃工場、下水処理場の焼却施設を原子力施設の設備と同様に改善、整備してください。</p>	<p>新たな追加的設備の整備に関する考え及び排ガス冷却器の有無等については、①(4)の考え方をご参照ください。</p> <p>清掃工場は通常25年から30年程度稼働する設計で建設しており、今回の廃棄物の受入により設備がいたんだり、いたみが早くなるとは考えておりません。</p> <p>解体工事にかかる費用については、現段階では算出していませんが、新たな処理体制の整備等のために解体が必要になる際には、事前に算出します。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・瓦礫を焼却する炉は、本格受入をした場合、高濃度の放射能汚染を免れられず、傷みも早くなる。解体工事にかかる費用などは現時点で算出しているか。 	
<p>(6) 全体を通して (問題ないと の認識)</p>	<p>46件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定結果、基準ともに特に問題ない。 ・試験焼却も終了して、その安全性が確認された以上、一日も早い受け入れに賛成する。 ・東北のためだけでなく、日本国全体のためと考える。東北（東日本）を置き去りにして復興はあり得ない。 ・岩手県の現地視察が出来た事を、大変良かったと思う。被害の大きさに啞然とし、被災地の方々の事を思うと出来る事は協力したいと思う。 ・早急に静岡市でも災害廃棄物の本格受入れをすべき。 ・被災地の復興に協力する為にも陸上輸送でなく海上輸送で大量にかつ安全に輸送受入する事を望む。 ・処理する能力、施設等が整っているの有れば、早々に実施して頂きたい。 ・東海地震や浜岡のことを考えると他人事ではなく、逆の立場になった時どうか。 	<p>試験焼却の結果を提示し、安全性についての説明を行うことで、災害廃棄物の受入に対する理解の促進に努めてきたところです。</p> <p>今後は、被災自治体と調整の上、引き続き安全性の確認を実施しつつ、災害廃棄物の処理を通じて、被災地の速やかな復旧・復興のための支援に繋がればと考えています。</p>